

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における昭和25年4月5日の資格喪失日及び同年8月1日の資格取得日を取り消し、申立期間に係る標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月5日から同年8月1日まで

私は、昭和24年6月21日にB株式会社所有のC丸の二等航海士として乗船し、25年2月3日に依命下船した後、会社の上承を得て、D学院に、同年4月に入学し、27年3月に卒業したが、在学期間のうち、25年4月5日から同年8月1日までの期間だけ船員保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

当時は、所属する船会社から推薦又は派遣されて入学するのが普通で、給与も続けて支給されていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、D学院に在学していたことは、E学校が保管する申立人の学籍簿及び申立人が所持するD学院の卒業証書から確認することができる。

また、申立人の学籍簿には、所属会社名としてB株式会社と記載されていることから、申立人が主張しているとおり、同社に所属したままD学院に在学していたことが確認できる。

さらに、B株式会社は、昭和26年5月15日に船員保険の適用事業所になったことが同社に係る船員保険被保険者名簿で確認でき、同被保険者名簿に申立人の氏名が記載されているページの同僚13人について船員保険の被保険者記録を確認したところ、オンライン記録に収録されていない5人を除く8

人全員がF会（F会は昭和25年*月にA会へ改称）及びB株式会社に係る船員保険の被保険者記録が継続していることが確認できる上、申立期間当時、予備船員であったことがうかがえる者についても当該被保険者記録が継続していることが確認できる。

加えて、B株式会社は、F会の構成員であったことが確認できるところ、F会の管理下にあった船舶に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、一人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間当時の船舶所有者氏名又は名称欄には、「A会」と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）の昭和25年3月及び同年8月の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、A会は既に解散しており確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年4月から同年7月までの船員保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から50年3月まで

昭和45年5月、母子手帳を受け取りにA町役場（現在は、B市C区役所）に行った際、国民年金に加入しないといけないと言われたので、後日、印鑑を持参して国民年金の加入手続をした。

最初は300円程度の保険料額が、450円、700円、1,000円と金額が高くなり大変だったが、保険料が1,000円を超えた年度末の昭和50年3月まで、自分自身で役所の窓口で納付したのに、申立期間が未加入期間と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻に伴いA町へ転入した昭和45年5月に国民年金へ加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に記号番号が払い出されている任意加入者の資格取得日から、51年4月頃にB市で夫と連番で払い出され、夫が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同年3月20日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間は59か月間と長期間であり、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、B市C区役所が保管している申立期間に係る国民年金被保険者名簿に申立人の氏名を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。